

やまなしスマート農業実装事業実施要綱

(趣旨)

第1条 省力化、低コスト化、高品質化による農業生産性の向上を図るため、意欲ある農業者等が行う先進技術の導入及び実証を支援する。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、県内に事業を導入する土地の権利を有し、別に定めるやまなしスマート農業実装事業公募要領（以下「公募要領」という。）により選定した農業者等とする。なお、事業実施主体は、農業協同組合、企業等と実施体制を構築することとする。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次の各号に掲げる技術の導入とし、過去に本県で実証した技術は対象外とする。ただし、地域や作目、作型が異なり、有識者より別の技術実証と見なすべきとの意見が示された場合は、この限りでない。

- (1) 高品質化を目指した技術の導入
- (2) 省力化、軽労化を目指した技術の導入
- (3) 低コスト化を目指した技術の導入

(事業実施手続き)

第4条 事業実施主体及び実証技術は、公募要領に基づき選定する。また、この事業の実施に際しては、次の手続きを経るものとする。

- (1) 事業実施主体は、公募要領に基づき、事業を実施しようとする地区を所管する農務事務所長に事業実施計画書を提出するものとする。
- (2) 農務事務所長は、(1)により提出された事業の目的、内容等を確認し、適当であると認められるものについて、農業技術課長へ提出するものとする。
- (3) 農業技術課長は、(2)により提出された事業実施計画書について、スマート農業推進協議会（仮）等における有識者の意見を踏まえ、採択者を選定するものとする。
- (4) 県は、(3)の結果を応募者、農務事務所長に通知するとともに、採択決定をホームページで公表する。

(推進体制)

第5条 事業実施主体は、関係法令等を遵守し、関係機関や機器メーカーの協力を得ながら、先進技術の効果的な導入の実証や効果の検証を行うものとする。

(県の助成)

第6条 知事は、予算の範囲内において、本事業を実施するために必要な経費を事業実施主体に助成する。

本事業の補助金交付に係る規定は、やまなしスマート農業実装事業費補助金

交付要綱の定めるところによる。

(事業成果の実証等)

- 第7条 事業実施主体は事業成果をとりまとめ、毎年度（事業採択年度とそれ以後3年間）の翌年度4月10日までに事業報告書（様式1）を知事に提出する。
- 2 県は、事業実施主体が導入した設備等が実施計画に従って適正に管理運営され、事業の効率的な推進が図られるよう指導に努めるものとする。
また、県はこの事業の適性かつ円滑な実施を図るため、事業実施主体に対して、必要な報告等を求めるとともに必要に応じて現地確認を行い、事業実施主体はそれに応じるものとする。
- 3 県は、実証成果について普及等を図るものとする。
- 4 事業実施主体は、県がこの事業の成果の普及等を図るときは、これに関連する数値、画像等の使用などを含め協力するものとする。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

住所 _____

名称 _____

代表者職・氏名 _____ 印

やまなしスマート農業実装事業報告書

このことについて、やまなしスマート農業実装事業実施要綱第7条の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

※事業報告書（様式1-1）を添付

(様式 1 - 1)

やまなしスマート農業実装事業報告書 (〇〇年度分)

令和 年 月 日

1. 事業実施主体名

〇〇〇〇

2. 事業実施年度

令和〇年度

3. 事業目的

(1) 導入した新技術及び機械・設備の内容

(2) 新技術導入等の理由及び期待される効果

4. 事業成果

項目	最終年度 目標	成果 (実績)			
		1 年目 (年度)	2 年目 (年度)	3 年目 (年度)	4 年目 (年度)
〈記載例〉 労働力削減率 (対照区と比較)	ハウスの温湿度管理等に係る所要時間の20%削減	〇%削減	〇%削減	〇%削減	〇%削減
秀品率 (対象区と比較)	収量及び品質ともに対象区と同等以上	実証区〇% 対照区〇%	実証区〇% 対照区〇%	実証区〇% 対照区〇%	実証区〇% 対照区〇%

※ 対照区と比較し、労働時間削減率、品質向上率 (秀品率) など各項目について実績を記載する。

※ 別途送付する様式により、根拠データ等を添付する。

5. 分析（達成、未達成の理由を記載）

- ・
- ・

6. 今後の対応、改善点など

- ・
- ・